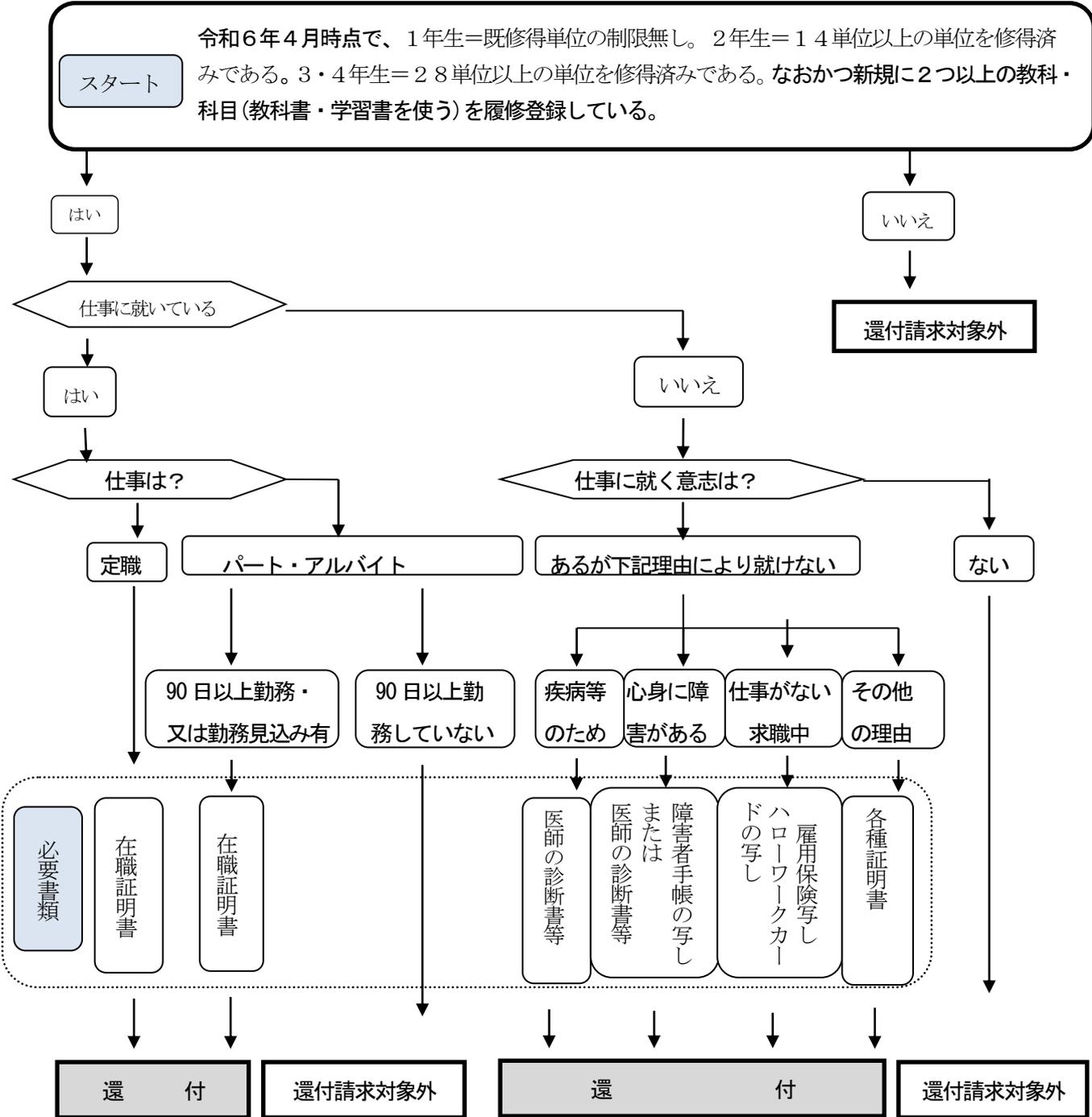


# 令和6年度 教科書・学習書還付請求手続きについて

下記の条件を満たしていれば、令和6年度教科書・学習書代が還付されます。昨年申請した人も毎年申請手続きが必要です。申請する場合や不明な点があればクラス担任に問い合わせてください。



※医師の診断書は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、病気で職に就けない旨を記入されたもの。

※求職登録票（定時・通信制高校生用・ハローワークカード）は、ハローワークで求職申込書を提出後発行されます。

ハローワークカードは、4月分と9月分の2回とも必要になります。

※「教科書・学習書無償給与制度」が改正になる場合がありますが、その際は連絡をします。

※パート・アルバイトの人は令和6年4月1日からの勤務日数が90日以上になった時点で申請できます。

提出期限までに勤務日数が90日未満の場合は、在職見込証明書を11月10日（日）～12月6日（金）の期間に提出し、  
勤務日数が90日以上になった時点で在職証明書を改めて提出していただきます。

詳しくは「学習のしおり」P34を見ること。

市役所等で就学費の補助を受けた人は申請することができません。